

# 令和5年あきる野市農業委員会 7月総会議事録

令和5年7月25日（火）午後1時30分、令和5年あきる野市農業委員会7月総会は、JAあきがわ本店3階、第2研修室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、野崎忠、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

## 議事日程

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

開会 午後1時30分

(事務局次長) それでは、定刻となりましたので、令和5年あきる野市農業委員会7月総会を始めさせていただきます。皆さまお暑い中本日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。昨日、産業祭の運営委員会役員会がございまして、甲野会長と嶋崎振興会長にご出席いただきまして、ありがとうございます。こちらの役員会の中で、産業祭を開催する形で方向性が決まりましたので、ご報告いたします。開催日につきましては、11月11日土曜日、及び12日日曜日の2日間でございます。詳細につきましては、今後調整していくこととなっております。農業委員の皆さまにおかれましては、例年子牛の写生会ですとか苗木の無料配布にご協力いただき、大変感謝しておりますところでございますが、今年につきましても同様に行う予定でございますので、その際はご協力をよろしくお願いいたします。それでは初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。梅雨も明けて暑くなってきました。皆さま、体を大切にしてくださいと思います。今、産業祭のお話がありましたけれども、今年はコロナも落ち着いてくるだろうということで、産業祭の開催が昨日決定しましたけれども、農業委員会は例年通り、今、係長からもお話がありましたように、皆さまのお手伝いをいただきまして、ぜひ今年もご協力いただければと思います。また、今日は第1号議案はご本人をお呼びしている案件なのですが、写真をお配りしてあると思いますが、畑としてはかなり苦しいと言いますか、ほぼ山林状態になっておりまして、ご本人ももちろん承知で畑にしたいから買うということなのですが、皆さまのいろいろなご意見をいただきたいと思います。今日は案件はそんなに多くはないのですが、できるだけスムーズな議事の進行にご協力いただきまして、本日もよろしくお願いいたします。

(事務局次長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はございません。本日の署名委員は堀江職務代理と笹本委員になります。よろしくお願い致します。

(事務局次長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願い致します。

(議長) 本日の出席委員は、宮崎委員より欠席の連絡がございましたので、農業委員14名、推進委員4名の合計18名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。議事に先立ちまして、事務局から先月の議案に関する経過の報告がございます。報告について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、先月総会で審議いたしました、第2号議案、番号2、〇〇〇〇氏の相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について、経過をご報告させていただきます。総会后、事務局から〇〇氏にご連絡を行いまして、総会での決定内容でありましたり、ご意見をお伝えいたしました。ひとまず、草刈り等の可能な範囲での作業を進めていただきながら、直接庁舎へお呼び立ていたしまして、雑草の管理、雑木の伐採、枝の剪定、剪定枝の処理の4項目について、作業の時期等を明示した上で適正な管理をするように

と直筆での誓約書にご署名をいただきました。これと代える形で証明を行った形になります。また、ケヤキにつきましては、ヒラタケ、ナメコの本木に使用予定となっております。経過についての説明は以上でございます。

(議長) この件はよろしいでしょうか?・・・はい。それでは、議事に入ります。第1号議案、收受52, 收受53については関連案件のため、一括で審議いたします。また、こちらはご本人をお呼びしている案件となりますが、まずは事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和5年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・收受52 朗読)

(第1号議案・收受53 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受52, 收受53について、担当の田中英雄委員、説明願います。

(田中英雄委員) はい。では、ご報告いたします。去る7月21日に栗原委員と事務局と私の3人で現地を見てまいりました。現地につきましては、7ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

收受53の方は、道がなくてどうやって川を渡っていくのかなと思っていますが、今回ちょっと、このお配りしてある資料が現地の写真なのですが、実際に見ますともう杉山なんですね。杉と桧の山で、ここを所有権は移転しなければ地面をいじれないということなんですけど、どういう計画でこの山の中を耕作して、農地として使用するのかというのを聞かないとですね、ちょっとここはイノシシやサルが多い所なので、単に所有権移転ということだけでは、簡単にはいかないような気がして、譲受人がこういう計画で農地をこういう風に耕作しますと言っていたかないと、ちょっと私は現地を見た限りでは、はい、そうですかという訳にはいかないと、そんな感想を持っています。本当にこの山の中を、農地なんですけど、杉・桧の山で、本当にここを耕作して、農地として何を作るのか、非常に疑問を呈しているんですよ。ですので、譲受人が本当に農地として利用するのかどうかをちょっと聞きたいなと思って、現地を見ながらそう思っています。そういう私の意見です。よろしく願います。

(議長) では、写真資料の説明を事務局、願います。

(事務局) はい。では、補足で説明させていただきます。一応お手元に両面刷りで現地の写真を用意しておりますので、ご覧ください。

(資料説明)

以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と田中英雄委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(山崎委員) これから、ご本人さんをお呼びしてお聞きするということですが、とりあえず事務局の方に申請された段階で、ご本人さんがここで何を計画されているのか、教えていただけますか?

(事務局) はい。収受52の方ですが、こちら2筆合わせてブルーベリーを作りたいとの申請が出ております。収受53の方はユズとスタヂを栽培したいとの計画が上がっております。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) これ、写真で見ただけでもかなり傾斜になっているんですけど、過去のことをご存知の方がいればなんですけど、昔はこれ、畑として使っていたんでしょうか？農地ですよね？

(山崎委員) 農地ですよ。

(嶋崎委員) 畑ですよね？

(山崎委員) そうなの、多いんですよ。私のところなんかもそうだったけど、借りてやっていたんですけど、今行くと、みんな杉林です。

(事務局) 杉の木もおそらく30年ぐらいは、もう、ゆうに経っているかなと。

(議長) この太さは50年ぐらい経ってる。

(嶋崎委員) 農地として使えなくなってこんなになっちゃったっていうことが、ほとんどなんじゃないかと思うんですよ。そこをね、農地として活用しようというのは大変なもんじゃないかと思うんだけど、これは本人に聞かないとちょっと分かりませんけれども。そんなところが気になったので。まして、立体的に見るとこれかなり傾斜地、坂道に畑があるような感じだと思うんですけど、そんなところが気になりましたので。以上です。

(大福委員) 前回もちょっと地目が田んぼで、どう使われているか質問させていただきましたけど、実質山林状態で、畑の地目で、それはルール上は大丈夫なのですか？

(事務局) 農業振興地域の農用地でなければ、国の方からも示されているのですが、順々に山林として地目を変えてください、と言われていまして、実際そういう手続きの方法も今はあります。なので、農用地でなければ、山林化している所についてはどんどん地目を変えて、適正な状態に戻していこうという流れになっています。ただ、この場所については、農業振興地域の農用地に指定されている所になりまして、そういう所は基本的には畑に戻して、現状に戻して畑として使ってください、というのが法律上の趣旨ではあります。

(大福委員) 今まで、山林のような感じであれば、それが少し問題があったということですか？

(事務局) はい。五日市の方は特にこういう場所が非常に多くて、山林化しているけども農用地というところが多々ありまして、そういう所については、農用地を指定している計画がございまして、そちらの見直しをしなければ農用地を外せないようなものになっていますので、市としても今後その計画の見直しというのもしていけないといけない、というような状況ではあります。

(議長) まあ、規則的にはダメだと・・・

(事務局) はい。ルール上はダメだという・・・。

(議長) 他にご質問ございますか？

(橋本委員) お伺いします。まず、この方が自営業とありますけれども、農業経験はあるのでしょうか？また、ユズとか作りたいと。桃栗3年と言うように、ユズは十数年と言われていました。その間にこの今、現状である杉、桧の木を抜根するのか、まして川を渡るとなると、橋がないと。じゃあどうやってそれを、手で抜く訳にもいかないと思うんですよ。何十年という。それをどうするのか。本人に聞くのが一番いいんですけど、どんなものなのかと、今ちょっと疑問に思ったので。

(事務局) 一応、事務局の方で把握している限りですと、農業経験等は特段家業でやっていたとかということではないようなんですけれども、この方は今回買う畑の周辺に山林をお持ちで、林業的な事はやっている経験はあるそうです。あと、川向こうにある畑に行くルートが、川を渡って行くルートと山を経由して行くルートがあるそうでして、迂回路はあるようです。

(笹本委員) 今、現状は山林に近い状態になっている。それを随時現況に合わせた地目に変更していくというのが進んでいるという話だったじゃないですか。これって、基本的には一団でまとめてやる必要があるんですよね？それは、ない？

(事務局) いや、それはないです。

(笹本委員) 筆毎で大丈夫？

(事務局) 筆毎で大丈夫です。

(笹本委員) もし、周りも山林みたいな状態で、いざ地目変えようとなった時に、そこだけ普通に畑だと、そこは畑でやってますよね、と言われたらちょっと嫌だなと思ったので。そういうのがなければ、やっていただけるんだったらやっていただいていいのかなと個人的には思います。

(事務局) 農用地じゃなければ、それができるといような状況です。

(議長) ここは、ダメなんだよね？

(事務局) ここはできないです。農用地なので。

(議長) ここは、今おっしゃったように、集団でやればできるのですか？

(事務局) こちらなんですけれども、ここ全体が畑という話ではなくて、もう周りは全て山林になっているんですけれども、ここの2ヶ所だけポツンと農振農用地が残ってしまっているという状況・・・

(笹本委員) あ、そういう状態なの？てっきりその辺の山全部農振なんだけど、全部山林みたいな感じだと思ったんだけど、そうじゃないんですね？

(事務局) ではなくて、概ね2ヶ所だけ農地として残ってしまっているという状況ですね。

(笹本委員) ああ、なるほど。分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・なかなか難しい案件だと思いますが、ご本人を呼びましょうか？

(嶋崎委員) あの、これは農地の話なのですが、僕はやりますと、はっきり言われたら、許可せざるを得ないでしょ？違うんですか？

(議長) 一応意見を伺って、それでまた審議して、ご本人には畑の現状になったら、ということかどうか・・・

(嶋崎委員) そういうことができるのであればね、議論の必要はあると思うんだけど。

(栗原委員) 今回、この出ている案件の周りの土地の山林部分は、もうすでに本人が持っているじゃないですか。

(事務局) はい。

(栗原委員) で、周りの山林部分全部もう本人の名義になってて、ここだけポツンと残ってて、じゃあ、本当にここだけ、いわゆる畑状態にしてもらって、それでやっとな認めますよ、という話にする？今の話だと。

(事務局) 今の話ではそういう話です。

(議長) この周りを全部本人が持っているんですか？

(栗原委員) 持っているんです。

(事務局) そうですね。

(議長) そう・・・

(栗原委員) もう、周りの山林自体は全部もう〇〇〇さんの名義になっちゃってるんです。両方とも。

(事務局) そうですね。

(議長) ああ、そうなんだ。

(栗原委員) ここだけポツンと残っちゃってる、という案件なので。

(大福委員) すみません。じゃあ、この〇〇〇さん、自田、自畑、0㎡ですけども・・・

(栗原委員) 山だから。

(大福委員) 山林をたくさん持っていて、林業の方なのですか？

(事務局) 林業もやっている・・・

(議長) 自営業って林業じゃないのですか？

(事務局) ではないですね。飲食店をやっております。

(大福委員) ああ、じゃあ、先ほどの話で、この場所、今、果樹を植えるとして、やっぱりうまくいかないとなって、周りと同じように杉を植えるって訳にもいかないですよ？

(事務局) そういう訳にはいかないです。畑なので。

(笹本委員) だから、今回は、今までだったら買った人が現況ちゃんと畑にしてくださいね、という約束で売るようにしてたじゃないですか。ではなくて、今回は、売る側の方に畑にしてからじゃないと売らせませんよ、というような方向で持って行きたいということですよ？

(議長) まあ、結局、そうですね。

(笹本委員) それは、売りたい側は積極的に売りたいんですかね？だったらいいと思うんですけど。

(事務局) 売りたい方はもう手放したいという・・・

(笹本委員) 早く手放したい？

(事務局) 数年前からちょっとここは相談をいただいていた所で、手放したいのですがどうしたらいいですか？というのは、事務局には相談はありました。ただ、農用地なので売買はちょっと難しいかも知れないです、とはお話ししました。

(田中英雄委員) いいですか？1つ疑問はね、譲受人が本当に畑として活用するかどうかというだけの問題なんですよ。今の山林状態を。地目は畑ですから。そういうのを聞いて、将来的に自分としてはこういう計画で農地として利用します、というのが分かればいいと思うんですけど、現状ではですね、1つは山林状態で、1つは川を渡らないと現地へ行けない。私は昨日も歩いてきたけど、道は土砂崩れで全然ない。だから、そういう状態で本当に畑として活用するのかわかるかということが、現地を見て疑問に思ったので、ちょっとその辺が確定すればいいなと思います。

(小川委員) 本人に決意表明で、断固ブルーベリー作ってくれるよ、と言ってくれればね、大まか認める方向でもいいのかな。その代わりずっと農振だよ。網は被ったまんまだよね。決意表明されて、そしたら指導もできることはできるから、本人にどういう気持ちでいるかというのを聞いた方がいいかなと思います。

(本郷委員) あの、先月だったか今月だったか分からないんですけど、農業新聞に何県だったかな、私も軽くしか見なかったのもあるんですけど、五日市地区に似たような、要するに住宅がある所と山との境ぐらい、それ以上についてはもう農地として活用できない状況にあるということで、農業委員会としてもそこは農地として認めないと、そういうような方向性を出しているところがあつたように掲載されていた記憶がちょっとあるんですけど、ただまあ、当時五日市さんは農振農用で連帯してなくてもそこを認めるという形にしましたので、東京都は認めないと思いますけれども、秋川地区はほとんどそういう場所はないと思いますけれども、五日市地区についてはそういう場所がかなり多いと思うんですね、事例として。ですから、農業委員会として、しっかりとした形でその辺の改正を取り組む必要が今後の問題としてあるのではないかなと。ただ、今回の事例としてはご本人が農地としてやりたいというのであれば、それは全く問題はないのかなという風に、私は思います。

(山崎委員) いいですか？すみません。あの、今回の事例が出て来たから、たまたまこれが浮かび上がってるだけの話であつて、この間の調査、我々に求めたのがありましたよね？実際に農地を少し確認して欲しいという。私も小宮地区かなり見たんですけど、こういう所がかなり多いんです、とにかく。だからそれはもう抜本的にやらないと、ここだけ出て来た所だけをやっていくということにするのか、抜本的にやるんだつたらやるということにしていけないと、ちょっと難しいと思うんだよね。ただ、もう一方で、伐採した上でね、この山というのは私も知っていますが、とてもじゃないけど、開墾するような状態の所ではないです、今は。もう、とにかく木、抜根して間あいに果樹を植えていくしかないのかなと思つているんですけど、ただまあ、その辺のところをそれで良しとするのかというのは、今、言ったように、今日結論を出すというのは結構難しいかも知れないですね。まあ、単純に本人にやる気があるよというのであれば、それで認めるという手もあるのかもしれないんですけど。抜本的にやるのであれば、市の方はかなり気合いを入れてやらないと、この問題というのは絶対解決していかないと思う。その辺も含めて結論を出すべきだと思いますね。

(議長) 私も農業委員になりたての頃、調査で回つた時に、五日市の駅から向こうは、もうこんな所ばかりです。

(山崎委員) そうだよね。

(議長) 地目が畑になっているけど、もう杉が全部植わっちゃつて。今回、ものすごい難しい案件で、雑草が生い茂っているんじゃないかと、この資料の写真のようなすごい木が生えちゃつてる、初めてのような事例ですので……。やつてもらつたというのもなかなか大変でしょうね。抜根までしてやるんじゃないか……。

(本郷委員) 逆に、畑に木を植えてはいけないんですか？苗木ならいい？ただ、材木や何かにする物はいけないってこと？畑として。

(事務局) 木の苗木なら大丈夫だと思いますけど。

(山崎委員) あの、隣接して畑があるような場合に苦情が出た場合には、この近所で1件、10何本、かなり太い木を言つて伐採してもらいましたが、そういうのがなければなかなか難しいですよ。実際生えてるものを。

(議長) ここでも以前出ました。●●の所で、杉が大きくなつちゃつて、それが30本、40本植

わってる所をどうにかして、何年かかけて切ってもらって、今まだ切り株が残ってますけど。確かに、木を植えちゃいけないのかって、いけないのかね？

(事務局) そういうわけではないです。木を植えてはいけないということではないです。

(議長) かなり厳戒事例でいろんな問題が出てくる事例だと思うんですけど、本人をお呼びして伺いますか？・・・では、お願いします。

(〇〇〇氏 入室)

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速なのですが、自己紹介と今後の計画や抱負などありましたら、お願いしたいと思います。

(〇〇〇氏) はい。はじめまして。〇〇〇と申します。今回のこの●●の件なのですが、元々の山の持ち主さんである△△△△△さんという方から、2011年7月に山の方は買わせていただいたのですが、私が農業従事者ではなかったということで、13筆買ったうちの3筆が畑ということだったんですけれども、今までずっと仮登記のまま12年ほどきてしまったのですが、今回の法改正で面積の縛りもなくなったということで、今回このようなお願いをさせていただきました。畑の分に関して活用方法としては、私のメインの事業の方が●●の駅前で飲食店をやっているんですけれども、そこで使うハーブとか果物、そういった物を育てて、同業に販売したりとか、自分のお店で使ったりしたいということで、メインとしては柑橘類を多く使いたいのので、柚子の多田錦とかブルーベリー、オレンジとかスダチ、基本的には柑橘系メインで活用していきたいと考えております。苗木を植えて、場所的には結構寒い場所だから、地域の人からも難しいのではないかと言われたんですけれども、すでにちょっと山の中に植えてあるレモンとかそういった物はもう大分収穫ができていますので、今回の場所でもできるのではないかと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(議長) ありがとうございます。ご本人の説明が終わりました。何かご質問ございますか？

(田中英雄委員) ご苦労様です。担当の田中と申します。よろしく申し上げます。私の家もすぐ近くなので、ここはよく通るのですが、どう計画をしているのか、今の段階で耕作の計画を教えてくださいたいんです。現在の杉、桧を伐採しないとできないですよね？

(〇〇〇氏) そうですね。現状の畑になっている所は長年放置され続けて、杉、桧で周りが囲まれてしまっているんで、まずその辺をある程度間伐して日が入るようにしてから、柑橘類の果樹の方を植えさせていただく・・・

(田中英雄委員) 何年ぐらいの計画ですか？

(〇〇〇氏) 許可が下りるのであれば、今年の冬には周りの木の方は間伐させていただきたいなと思っております。それで冬のうちに苗木も植えて、来年以降に向けて育てていきたいと思っています。

(田中英雄委員) 1つ懸念しているのは、川向こうの場所がある訳ですが、どこから行くんですか？道路・・・川を渡るんですか？

(〇〇〇氏) 赤道で用意されているのは、五日市を背にして●●●●●の方に向かって行く●●と言われている橋の手前の方に、あきる野市さんの方で作ってもらった赤道があるので、そこを・・・

(田中英雄委員) 通れません。崩れて歩けません。私、昨日も途中まで行きましたが、崖が崩れ



ちゃって、歩けない。だからどう道を・・・あなたが作る訳にはいかないの、人の土地だと思うので。どこから行くのかなと疑問だったんですよ。

(〇〇〇氏) あとはですね、●●●●●の目の前の土地も△△△△△さんから買わせていただいた土地なので、そこから長い道板、足場板を、4メートルの足場板を架けて、川を渡って・・・

(田中英雄委員) 川を渡って行くと。あ、そうですか。

(〇〇〇氏) はい。

(田中英雄委員) 分かりました。それが疑問でね。どこから行くのかなと。

(〇〇〇氏) ●●●●●の目の前からまっすぐ行く感じです。

(田中英雄委員) あ、そうですか。昔、あそこはね、通ってた記憶があるんで。

(〇〇〇氏) 昔、あそこには赤道があったんですかね。川向こうに渡れるような橋があったような話も。昔は。

(田中英雄委員) 大雨の時や、台風の時に流されちゃうんです、全部。

(〇〇〇氏) はい。全部、台風19号の時にその下の台も全部流れてしまったと。

(田中英雄委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(小川委員) 小川と申します。今日はどうもご苦労様です。あの、農地として使ってもらうのは大変ありがたいと思っているのですが、山林と言うか、杉、桧の伐採作業が大変だと思うんですけど、そういうのも何年ぐらいの状態でやりたいのか。それと、私ブルーベリー作ってるんですけど、ブルーベリーの根っこをイノシシなんか今、掘ってるのね。そういう獣害対策なんか、サルだとか、イノシシだとか出るような土地だと伺ってるんですよ。それをね、どのような対策を本人としては考えているのか。私は●●なので、それよりも山の方だから、そういう獣たちが多いのかなというのと、先ほどのお話でこれから考えている柑橘類だとかそういうのは、鳥だとか獣だとか食べないような物なのではないでしょうか？そういうの研究はされていますか？今、何か前に植えたものは収穫できるというのは、大丈夫だったのですか？

(〇〇〇氏) それは収穫はできています。

(小川委員) それはよかったですね。

(〇〇〇氏) 今すでに別の場所で植えたのはキンカンとハッサク、スダチ、レモン、こういった物はすでに収穫はできていて、特に獣害に遭ったということはなく、収穫はできています。ただ、●●●●●の前の川向こうの方に関しては、私も何回かサルを目撃したことがあるので、その対策として四隅に単管パイプを立ててネットを張って害獣が入れないように、そういう対策はしたいと思っています。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(栗原委員) 栗原と申します。よろしく申し上げます。今回申請された地目が農地になっている所の、周りの山林になっている部分をもうすでにお持ちだという話を伺っているんですけど、さきほどの栽培計画に関しては、あくまでも今回の案件に出ている農地の部分だけという感じで、周りの山林については何か・・・あの、ここだけピンポイントで、というのなかなか難しいのかなと思ったので、周りの山林についてはどういう感じで管理されていくご予定なのかという

ところを、ちょっとお伺いしたいのですが。

(〇〇〇氏) そうですね。あの、一応、地目上、畑となっている所の面積の中で、そういった果樹は植えたいと思っていて、その周りの部分に関しても、もうちょっと日が入るように、地域からもずっと放置され続けて背が伸びてしまった杉、桧で、日の入りが、時間が遅くなっているということで、もう少し間伐を入れさせてもらって、日が入るようにした後に、そんなに樹高が高くない広葉樹を入れて、●●●のそばにあるような、山の斜面にある、ちょっと彩りのあるような広葉樹だったり桜とかモミジとか、そういった物を入れて少し見れるような山に変えていきたいとは思っております。

(栗原委員) 私も先日、田中英雄委員と一緒に現地の方を見させていただいたのですが、かなり大変な場所だということは見させていただいて承知はしているので、大変だとは思いますが、管理をうまくやっていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(〇〇〇氏) はい。その辺はしっかりとやっていきたいと思っております。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？では、本日はどうもありがとうございました。また検討させていただきます。ありがとうございました。

(〇〇〇氏) はい。ありがとうございます。よろしく願いいたします。失礼いたします。

(〇〇〇氏 退室)

(議長) では、この件につきまして、何か更にご質問ございますか？・・・どうすればいいかということなんですけれども・・・かなり本人はやる気がありそうです。

(小川委員) 聞いたところによるとね、本人頑張ってやってくれる、獣害対策も大丈夫だ、それで自分のお店に出せる地産地消じゃないけど、そういうものもできるというような気持ちでいるというのが、言葉上は見たのね。やってくれそうな感じもするので、頑張ってやってもらうという事で、様子を見て、認めっぱなしではなくて、どうなったんだろう？というような経過も考えながら、次のこともあるだろうから、本件については私自身の考えはOKにしたいなと思います。

(議長) 他にご質問、ご意見ございますか？

(平野委員) やっぱり話を聞いた感想は、足繁く通っているのかなというような感じもしましたし、この辺の地理のこともよく知っていいので、やる気はあるのかなという印象は受けたんです。この写真なんかでも、こう、切った枝とかがあるのは、きっと本人がやったのかなというように感じるんですけど。地主ではなくて。

(事務局) そうですね。伐採なんかは、今、所有者の方がもうできなくなっているんで、〇〇〇さんが周りの所と併せてお手伝いしているとお伺いしています。

(山崎委員) あの、10何年前に、今、本人が言ってた2011年ですかね、たまたまあその山を買って、元々山林と思って買ったつもりがそこが農地だったということで、仮登記しかできなかったという状態だと思うんですけど、ただ人柄的には、本人かなりやる気だけはあるようなので、まあ、獣害に遭って挫折するかどうかは別ですけど、やる気だけは認められると思いますね。ただ他にもこういう状態の所がいっぱいあるので、その辺のところの問題が残されてはいるんですけど。つまり、こうやって話を聞くと、何となく一生懸命頑張ってやってもらいたいかないということになってしまうと思います。

(議長) そうですね。私も、なんかやれそうな感じだなんて。説得されたと言うか。なんか、やる気がこっちに伝わってきましたよね。

(野崎委員) 今、〇〇〇さんの話を聞いて、少なくとも現在所有している△△さんお二人より、やる気で管理してもらえるのではないかと、そういう感じを受けました。

(議長) そうですね。

(笹本委員) 今回はもうすでに代行で作業をされているわけじゃないですか。だからそのままやるならやっていただいて、きちんと畑として使える状態になったら、もう一度申請してもらって取引成立というような形、もしくは元の持ち主△△さんができるんだったら、やってからでもいいです。そういう形の方がいいんじゃないかなと思うんですよね。

(議長) それが本筋なんですよ。

(笹本委員) だから、例えば今回もうすでに作業されているので、今やっている作業は△△さんが売却のために現状回復する作業を委託してやってもらっている、という形で作業を進めてもらって、本人も使える状態まで持っていきたい訳じゃないですか。だから使える状態になったら、改めて所有権移転で手続きという風にすれば、やることも特に制限なくいけるのかなと。

(栗原委員) じゃあ、それ、どこまでやったらOKにするの？

(笹本委員) だから本人が畑として使えます、というところまで、もしくは規定上どこまでというのが、もし、あれば。抜根なのか、伐採なのか。

(栗原委員) それ、あるんですか？事務局に。どこまでやったら畑として認めるのか、というような・・・

(事務局) 特段そういった基準は設けてないですし、法律的にもどのラインという、例えば木が何本という基準はなさそう・・・

(栗原委員) あやふやになっちゃう訳ですよ。

(山崎委員) 今、日当りの問題もちらっとあったんだけど、私もその日当りの問題も気にはなるのね。ひとつは北斜面ということで、ひとつは南斜面なんです。私は現地を見てないのでなんと・・・栗原さんが見に行ってるんで、かなり上は開けているの？日当り的には。

(栗原委員) いや、開けてはないです。

(山崎委員) ということは、今、笹本さんから出た、ある程度整備してからということになると、少なくとも日当り関係だけでも確保できるような、周りの伐採とか、その辺までやらせるか、ということだよ。それで、これでいいというのを事務局が持っている訳でもないし、我々もなかなか持てないと思うし、もしそういうような結論になるのであれば、私は認めてもいいのかなと思ってるだけなんですけど。ただ、そういう意見もあるので、環境を整えるという意味で、周りの少なくとも日当りだけは確保できるようにしないと、ということ言えるかね？日当り十分だということであれば。

(事務局) 例えば先ほど間伐をやって、それが終わったら、遅くとも多分春前ぐらいには苗木の方も植えるとおっしゃっていたので、例えば苗木を植えた段階でまた改めて3条の申請を出していただければ許可できます、というような形で今回・・・

(議長) いや、苗木を植えるということは、もう自分の所有地になっているということだから。もう、開けた段階で・・・

(橋本委員) 日当りを確保できるというような形。日陰に植えてもダメだから。

(議長) 植えちゃうとさらにダメになっちゃう。

(橋本委員) 日陰にならない状況を作れる。ただ、どっちにしろ抜根ってなかなか難しいと思うんですよね。

(議長) うん。できない。

(橋本委員) あれだけの、何十年というものだから、根っこの間に日が当たるように場所ができたという形で、そうしたらGOサイン出せばいいかなと。日陰じゃあしょうがないだろうから。

(嶋崎委員) あの、いろいろあると思うんですけどね、彼の話を知っていると、相当いろいろ調査して調べて、それで出してきた。今回この0㎡からというのもよく承知して、それでできる。だからやはり何を言っても必ず何か返事が出てくると思う。これはやっぱり法的にきちんと、法に則ってやるしかないかな、という風に思います。いろんな話も含めて考えるとね。

(議長) 他にご意見は？

(田中英雄委員) ただね、私、別に反対じゃないんですけど、本当にあそこで計画的にやるのかどうかというのが一番心配なんです。所有権移転で土地が欲しいだけなのか。耕作をして何かを作ればいいんですけど、そういう場所でもないんですよ。だから、農地という土地が欲しいのかなと。耕作して何かできるという場所じゃないんです。

(嶋崎委員) 本人はね、やるって言ってるんですから。

(小川委員) 本人がね、やるって言ったから、心配・・・田中さんはそう言うけど・・・

(田中英雄委員) だから、何年か経たないとね・・・

(嶋崎委員) 本人が言ってるんですから。

(田中英雄委員) 木の根っこを取って、きれいにしないと畑になりませんから。

(小川委員) あの、私の考え方でね、もう、ここの山、山と同じだよ、畑って言ったって。根っこまで取れって言ったら、ここは無理だと思うの。だから、切った根っこが残っていてもね、ブルーベリーの苗木が植えられる場所があって、ブルーベリーが育つような空間が上の方にあるということで認めてあげないと、その場所だとしたら、全部抜根までやれって言ったら、機械が入る所じゃなきゃできないよ。

(田中英雄委員) まあ、そういうのもありますけどね。即、できない訳ですよ。1年2年じゃ。多分。木を伐採して出さないと。

(小川委員) だから、木を伐採したいけど出せないから、積んであるんだと思うんですよ。だから、昔だったら出して利益になったから何とかあったけど、こんな所で枝打ちなんかもしてないだろうから、節がいっぱいあって、良い木材としては使えないから転がしてあると思うんですよ。だから実際ね、やるって言っても最終的には切った木は転がしておく以外ないんじゃないかなって。これを片付けて抜根までしろって言ったら、本人、できないよ。

(野崎委員) あの、収受52の方、これは南斜面だから、〇〇〇さんが言っていたように何らかの形で伐採、枝落としとかそういうことでブルーベリーなり、何なり、栽培は可能かと思えますけど、収受53の方は私も釣りをするのでよくここに行くんですよ。ここの場所がよく分かっているんだけど、北斜面ですよ。だからもう、伐採しようが何しようがこういう所は・・・

(小川委員) 日が当たらない？

(野崎委員) 農産物を作るような畑にはならないと思うんですよ。だけど、彼はやると言ってますから。明らかに伐採しても何しても北斜面ですから、日照はほとんど当たらない。

(栗原委員) あそこ、ところどころに石垣が積んであるんですよね。だから、もしかすると昔シイタケの原木とかやってたのかなって。

(野崎委員) それとこのすぐ脇に、ちょっと薪やなんか積んであったりして・・・

(栗原委員) はい。ちょっと上流のところですね。

(野崎委員) このすぐ脇にあるんだよね。とにかく日の当たる場所じゃないです。

(本郷委員) 私はね、現状この方が現所有者が持っているよりも、本人が農地を農地として買ってやりたいと思うんですから、よりよくなる訳ですから、それなら問題ないんじゃないかと思うんですけど。ただ場所的に日当たりが良い場所、日当たりの悪い場所、ところが先人達はおそらく台帳上、農地になっていたということは、何らかの形で農業を従事していたということですよ？当時五日市町の農業委員会もここを農振農用地として認めたということは、かなりしっかりした農地だったということだと思うんですよね。ただ、今、こういった農業従事者が非常に少なくなってきたりやりにくい場所については、あきる野市の農業委員会としてこういったところを法律上難しいかも知れないけど、農地でなく考えていく方向の方が私はいいのではないかなというように思いが、ちょっと個人的にはあるんですよね。これを無理矢理農地農地と言うのも無理があるのではないのかなと、そのような気がいたしております。

(嶋崎委員) だから、まあ、言い換えれば、はっきりした管理者がまたできるなら、その方がむしろいいのかなと。そんな気がしますけど。

(栗原委員) 失敗してもゼロに戻るだけで、マイナスにはならないんじゃないかと思うんですよね。プラスに考えた方がいいんじゃないかと思えますね。

(堀江職務代理) よくなる可能性があるなら。

(嶋崎委員) 全てマイナスじゃなくて、プラス思考も入れた方がいいと思う。

(議長) それで、まあ認める方向なのですが、その、やれる前提を見せてもらってどうぞとするのか、この場でどうぞにするのか、というのはいかかですかね？

(山崎委員) いいですか？あの、地目畑の中でこういう大きな杉、桧があるのであれば、それは当然伐採してもらった上で、ということになるのかなと思うんですよね。でないと、ちょっとそれそのものが畑としてはやっぱり、畑ではないというのはやっぱりマズイと思うんだよね。周りに影響するとか影響しないとかの問題でなく。と思うので、少なくともその環境だけは整えることを約束するのか、整えた上でやるのかということを決めるのかなと思うんです。時期として、急いでいるのかな？

(田中英雄委員) とにかく、今おっしゃったように、木を切らないと耕作できないですから。もう山になっていますから。現状では畑ではない。

(山崎委員) それは言っていけるんじゃないのかな？そこまでは。ただ時期的なものを条件とするのか、それを待つのかというだけで、時期の問題。

(議長) 伐採してもらって、切り株の間にブルーベリーなり、柑橘類を植えてもらって、ということですよ。

(山崎委員) そうそう、それでいいんじゃないですかね。

(議長) それ以上の要求もなかなかできない。

(笹本委員) 別にそれでいいと思います。ブルーベリーを作りたい、ブルーベリーの畑として使える十分な状態というところでもいいんじゃないかと思いますけどね。

(橋本委員) 野菜を作る訳じゃないからね。

(笹本委員) 五日市の方、僕も全然よく分かってなくて・・・

(議長) 五日市はこんなですね。

(笹本委員) だから、まあ、そういう所が多いんだったら、積極的に認めていってもいいのかなと。

(議長) 今、事務局が調べたところ、3条の許可は条件を付して許可することができるということで、今、いろいろ皆さんから意見いただきましたが、そういうことを条件に入れるかどうかも含めて、正副とあと代表者で条件を付けて、一応許可の方向でいきたいと思うんですけど、それでよろしいでしょうか？

(全委員) 異議なし。

(議長) だから、許可にはするというので、よろしいですかね？

(全委員) 異議なし。

(議長) では、そのようにいたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和5年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明いたします。地図の8ページをご覧くださいと思います。

(現地案内図 説明)

この場所は私の畑のすぐ近所で、よくこの脇の道を通るので1年中見えています。結構草の出ている期間も多いんですけど、時々草を刈ってありまして、今回も事務局と本郷さんと4人で確認に行きましたが、一部ジャガイモなんかも作って、草をきれいに刈ってありました。このまま継続でやっていただければなと思います。ちなみに、刈った後にキジが卵を抱いてじっとしていました。大変いいものを見せていただきました。以上、よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の田中克博委員、説明願います。

(田中克博委員) はい。21日、金曜日に事務局2名と現地調査に行つてまいりました。地図は9ページとなっております。

(現地案内図 説明)

こちらところどころ草があつて、場所が多くて管理が行き届いてないのかなという印象があつたんですけど、この中で田んぼとして使つていたのが、比較的きれいだったんですけど、田①、田②、田③、田④、こちらは場所によって随分生育が違つていましたが、米が栽培されておりました。その他の所は順番に説明していきますと、田⑤、田⑥は間に通路が入つていますがほぼ1筆で使つてまして、作付けとしてはインゲン、キュウリ、トマト、ナス、ショウガ、ダリア、ヒマワリ、ズッキーニ、トウモロコシ、ラッカセイが植わつている場所があるんですけど、通路ですとか、何も作付けがしてない所では、草が腰ぐらいまでできてしまつていて、作付けはしたけど、ここで作業が追いついてないのかなという印象でした。田⑦、田⑧は、ミニトマト、ナス、ヤマイモ、シシトウ、サツマイモ、イモ、ゴーヤ、エダマメ、キュウリ、シソが植わつておりました。やはり通路には草がある状態でした。橋の右側の方は、畑として使われていたのは田⑨、こちらにはネギとエダマメが植えておりました。ここは通路も比較的きれいで、田⑩は南の方を中心にキュウリ、インゲンが栽培されておりましたが、やっぱり草がかなり背の高いところまでできておりました。この畑の北側の方は作付けはされておられません。田⑪、田⑫はパイプハウスのパイプだけ残つておまして、ビニールが張られてない状態で、その中にトウモロコシ、ナスが作付けされておりました。田⑬、田⑭は田⑬の方に3、4メートル四方の金網がありまして、鶏か何か飼つていたのでしょうか、天井まで金網で囲まれている所がありまして、今は物置状態のようになっているのですが、そこを金網の上にツル性の草が覆い被さっているような形で、しばらく手が付けられてないのかなという感じでした。田⑭はきれいになっておりました。田⑮はインゲン、サツマ、田⑯は稲わら、簡易的なパイプハウスのようなものが建ててあつて、稲わらが置いてあつて、あと、残つた所はサトイモが植えておりました。手が回つてないのかなという状況でしたが、一応こういう制度を使つているので、定期的な管理をお願いしたいなと感じました。以上です。

(議長) それでは補足の説明を、事務局から願います。

(事務局) はい。事務局から補足でご説明をさせていただきます。現地調査の後に所有者の〇〇さんにご連絡を行つまして、状況の確認を行つました。証明願いの申請をされたのが6月21日になりまして、その後7月10日ごろに全体の草刈りを行つたということで、総会の大体2週間前ぐらいには草刈りを行つたそうなのですが、このところの天候の影響でなかなか作業ができなかったというのが現状としてあるようでございます。現地調査の後、総会の前日までは少し全体を見ていただいて、しっかりと管理してくださいとお伝えしたところ、昨日午後4時に私の方で現地を確認をさせていただき、一部まだ草のある畑もあつたのですが、腰丈ほどの雑草が全体に繁茂していた畑に関しては草刈りが行われておまして、刈つた草もきちんと処分されておりました。作業は開始しているのは見受けられました。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と田中克博委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？10月の調査の時にもぜひしっかりと見ていただきたいと思います。それでは、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。

**(第2号議案・番号3 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の田中克博委員、説明願います。

(田中克博委員) はい。7月21日、金曜日、事務局2名と現地調査に行っていました。地図は10ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

畑に隣接して自宅もありまして、屋敷のすぐ隣の畑となっております。現地は北側が崖になっていまして、土自体もそんなに野菜に向くような畑ではないんですけど、こちらでは果樹を中心に栽培管理されておりまして、栗が2本、梅も2本、キウイ3本、その他、柿、スイカモモも植えられておりまして、スイカモモは鳥にすぐやられるということで、パイプを組んでネットがかけられるような状態にもなっておりました。あと、一部いい土を入れたということで、日当りのいい所に、ここは野菜を作るということで、今はシソなどが植えてありました。下草等も背が高くなっている状態ではないので、管理されていると思いましたので、引き続きこの状態で使っていただけたらと思います。よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と田中克博委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。

**(第2号議案・番号4 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。21日に田中英雄委員、事務局とともに現地を確認してまいりました。地図は11ページをお願いいたします。

**(現地案内図 説明)**

〇〇-〇と△△-△ですが、現状は一体として使用されています。こちらは元々梅畑で、背も低くしっかりと管理された梅が整然と並んでいるきれいな梅畑だったんですけれども、プラム



ボックスが出てしまって、全て抜根されてしまいました。抜根された後は毎年ちょこちょこ作るものを変えたりして、畑として使用されているのですが、〇〇さんはゆくゆくはまた梅を植え直したいという意向があるみたいです。現状は今、この2筆を1枚として見た場合のちょうど真ん中あたりに、トウモロコシを中心とした夏野菜が数種類作ってあるような状態で、その周りの部分はちょっと背の低い草に若干覆われてしまっている状況になっています。〇〇さんは自営業をされていて、息子さんも一緒にお仕事されているのですが、その息子さんが仕事の合間にちょこちょこ畑の方に来て、草を刈ったりしているところを私もよく見掛けておりますので、管理はされていると思います。以上です。よろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。

#### (第2号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。7月21日に堀江職務代理および事務局1名とともに現地調査に伺いました。場所は地図の12ページをご覧ください。

#### (現地案内図 説明)

畑には主に栗の木が植えてありましたので、栗林と言っていいと思います。下草は少し伸びておりましたが、きれいに手入れはされております。栗以外にミツバチの箱が並んでおりましたので、養蜂も手掛けているようです。それで、栗の木なんですけれども、全部で15本程ありましたが、収穫できるような栗の木は5本ほど、残りの10本ほどは枝が切られていたり、枯れている状態でした。ですので、全体の3分の2ぐらいはちょっと収穫が難しい栗の木でした。ちょっと手入れが行き届いているという感じではありませんでしたので、枯れた木につきましては、伐採や抜根等をされた方がよいのではないかと思います。伐採した方が下草等の手入れもしやすいような環境になりますので、その辺のことにつきましては、事務局より所有者様へお伝えしていただこうかと思ひまして、現地調査の時に事務局に依頼しました。それについての報告は後ほどお願いします。私の方からは以上です。

(議長) それでは補足の説明を、事務局からお願いします。

(事務局) はい。こちら現地調査の後に、所有者の〇〇さんにご連絡を行いました。今後の利用の予定について確認を行ったところ、ご本人としましても、枯れ木が多くなってきているという現状は把握しておりまして、古木の伐採を行って、新たに畑として整備して野菜を作るのか、それとも栗の苗木ないし何かしらの苗木を植えて使うのかというのを、ご家族と検討していたそうなのですが、もう栗の苗木を植えるということで方針が固まったということですので、す

に苗木の購入だったりとか、伐採抜根の整備の準備を行っているということでした。以上でございませぬ。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございませぬか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですね、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませぬか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですね、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1、番号2については関連案件のため、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第3号議案、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和5年7月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

**(第3号議案・番号2 朗読)**

以上でございませぬ。

(議長) 続きまして、番号1、番号2について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。7月21日、金曜日に大福委員と事務局、計3名で現地確認に行ってみました。地図は13ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

〇〇〇-〇から△△△-△は駐車スペースと奥まで入るための通路のような形で使っているみたいで、□□□-□、◇◇◇は縦に細長く使っておりまして、コンニャクを結構大量に栽培してありまして、コンニャクとサトイモがきれいに耕作されておりました。更新ということなので、ずっと使っているようなので問題なく使用されておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございませぬか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですね、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することに、ご異議ございませぬか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですね、決定することにいたします。続きまして、番号3、番号4については関連案件のため、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局) はい。

**(第3号議案・番号3 朗読)**

**(第3号議案・番号4 朗読)**

以上でございませぬ。

(議長) 続きまして、番号3、番号4について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。説明させていただきます。7月21日に長濱委員と事務局、計3名で現地調査

に行ってまいりました。地図は14ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

こちらの方はきれいに耕耘された状態でありまして、いつでも作付けできるような状態になっておりました。続きまして、15ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

こちらの方もきれいに耕耘されて、いつでも作付けできるような状態になっておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。

**(第3号議案・番号5 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。7月21日に平野委員と事務局の3名で現地の確認をしてまいりました。地図は16ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現地の状況ですけれども、除草耕耘がされたような状況で、もう一度ぐらい耕耘すれば作付け可能かなという、そんな状況でした。以上です。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和5年あきる野市農業委員会7月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、8月25日、金曜日、午後3時00分より、JAあきがわ本店3階、第2研修室で行う予定です。よろしくお願いたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後3時25分